

地方独立行政法人評価委員会の概要

1 設置根拠

地方独立行政法人法第11条第1項

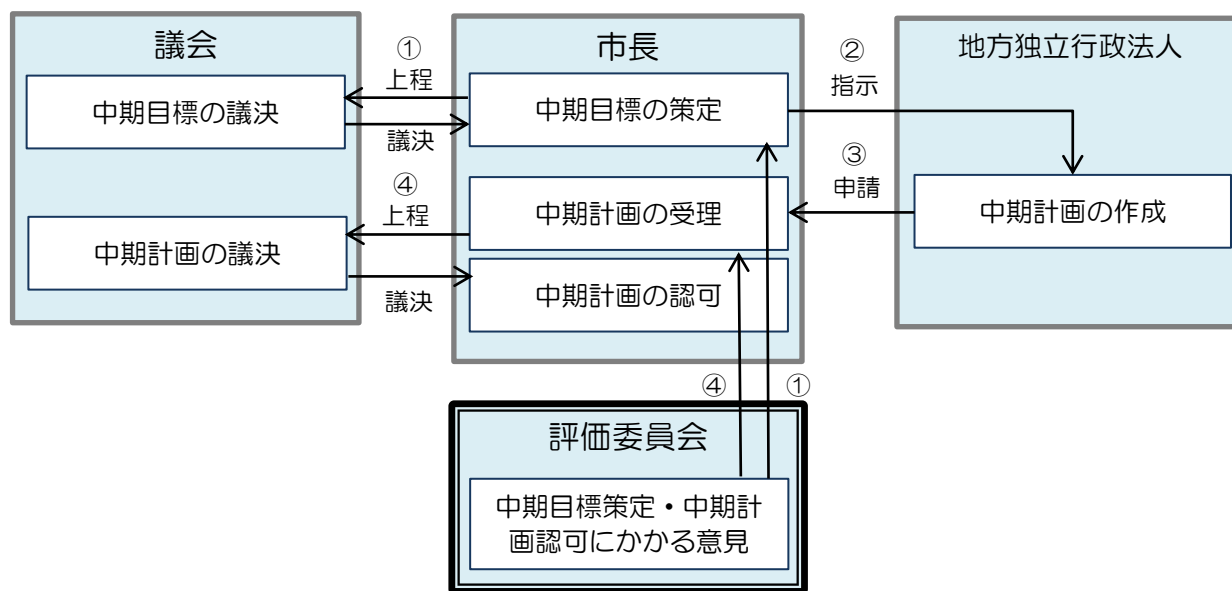
※ 評価委員会の組織等必要な事項は、条例で定めることとされています。

2 役割

評価委員会は市長の附属機関として、地方独立行政法人に係る中期目標、中期計画、財務諸表等について市長へ意見を提示するとともに、業務実績の評価などを行います。

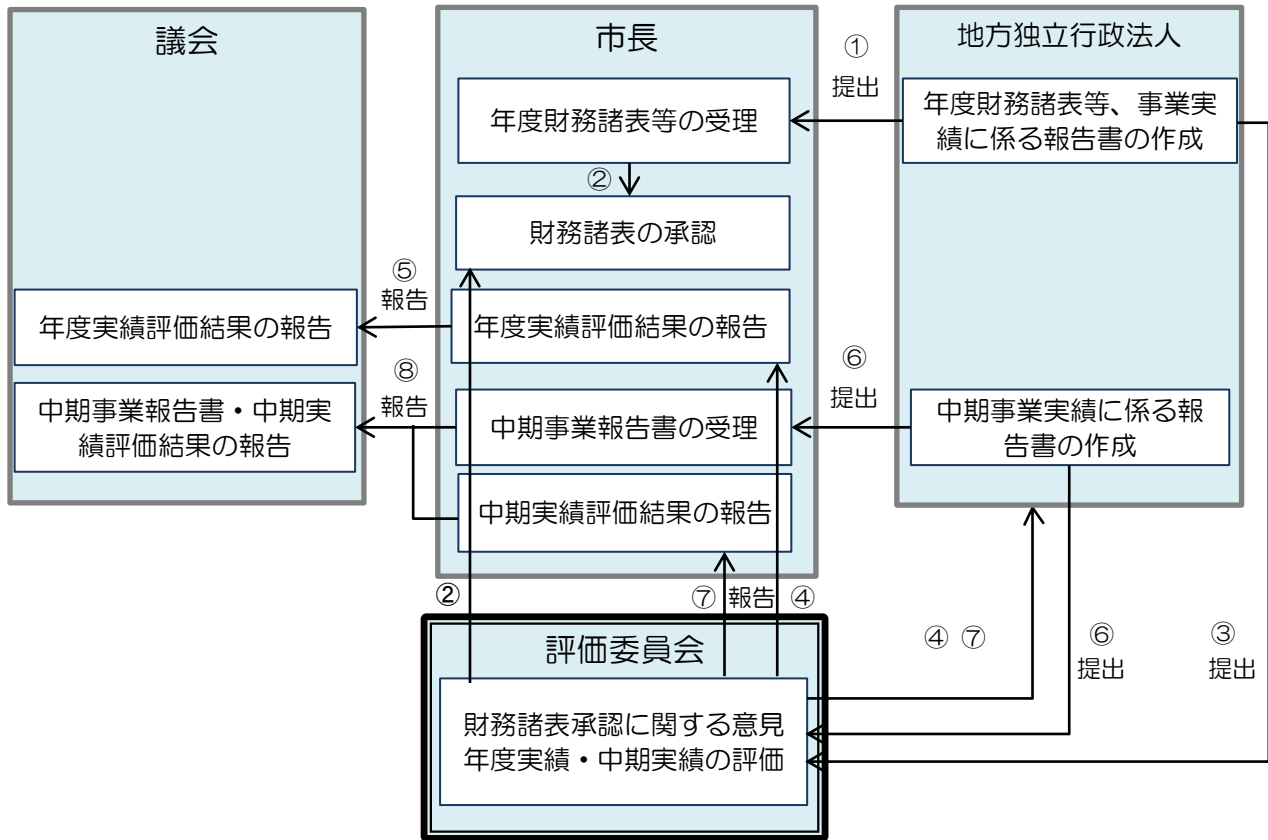
【役割例】

(1) 法人に係る目標、計画への意見



- ① 市長は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を策定します。
- ② 市長は、法人に対して中期目標を指示します。
- ③ 法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、市長に認可の申請を行います。
- ④ 市長は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て中期計画を認可します。

(2) 財務諸表承認に関する意見、年度実績・中期実績の評価



- ① 法人は、年度終了時に年度財務諸表等を作成して市長に提出します。
- ② 市長は、評価委員会の意見を聴き、財務諸表を承認します。
- ③ 法人は、年度実績報告書を評価委員会に提出し、評価を受けます。
- ④ 評価委員会は、法人に対して評価結果を通知するほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。
この通知や勧告を行ったとき、評価委員会は通知に係る事項や勧告の内容を市長に報告します。
- ⑤ 市長は、年度実績の評価結果を議会に報告します。
- ⑥ 法人は、中期目標期間終了時、中期事業実績に係る報告書を市長及び評価委員会に提出し、評価委員会の評価を受けます。
- ⑦ 評価委員会は、法人に対して評価結果を示すほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。
この通知や勧告を行ったとき、評価委員会は通知に係る事項や勧告の内容を市長に報告します。
- ⑧ 市長は、中期事業報告書及び中期実績の評価結果を議会に報告します。

評価委員会の主な所掌事務

1 市長が認可・承認等をする際の意見

内容		地方独立行政法人法条項
1	定款に規定している法人の種別の変更の際の意見	第8条第4項
2	業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第22条第3項
3	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項
4	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第26条第3項
5	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項
6	財務諸表を市長が承認する際の意見	第34条第3項
7	積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	第40条第5項
8	限度額を超えた短期借入金や、資金不足による短期借入金の借り換えに当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項
9	出資等に係る不要財産の納付等について市長が認可する際の意見	第42条の2第5項及び第6項
10	重要な財産の処分等に当たって市長が認可する際の意見	第44条第2項

2 法人の業務実績に関する評価

内容		地方独立行政法人法条項
1	各事業年度における業務の実績についての評価	第28条第1項
2	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告	第28条第3項
3	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知を行ったこと、法人に対する業務運営改善等勧告を行ったことについての市長への報告及び公表	第28条第4項
4	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条第1項
5	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告	第30条第3項（第28条第3項準用）
6	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知を行ったこと、法人に対する業務運営改善等勧告を行ったことについての市長への報告及び公表	第30条第3項（第28条第4項準用）

3 意見の申出

内容		地方独立行政法人法条項
1	役員の報酬等の支給基準に係る市長に対する意見	第56条第1項（第49条第2項準用）